

## 会保険労務士法人 桑原事務所

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう  
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年10月1日～2026年9月30日
2. 目標と取組内容・実施時期

#### 目標 1

パートタイム職員を対象としたキャリアアップに向けた研修を実施し、その受講割合を対象  
となる層の70%以上とする。

#### <実施時期・取組内容>

- 2021年10月～ パートタイム職員向けのキャリアアップ研修の内容の見直しを行う。
- 2022年4月～ 見直した研修内容の周知及び研修受講希望者の募集。
- 2022年10月～ 年に一度、パートタイム職員を対象としたキャリアアップに向けた集  
合研修を実施する。
- 2023年4月～ 正社員登用制度の基準を明文化する。

#### 目標 2

全職員の有給休暇取得率を75%以上とする。

#### <実施時期・取組内容>

- 2021年10月～ 職員全員が有給休暇を取得できるよう、会議にて全職員  
に課している業務の削減案を検討する。
- 2022年8月～ 削減する業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。
- 2023年8月～ 有給取得率を社内チャットワークでの公表により全社で共有する。
- 2024年8月～ 当社のワーク・ライフ・バランスの取組について、顧客や関連企業に  
理解を呼びかける。
- 2025年8月～ 有給休暇の取得率が低い職員全員に、代表が面談を実施する。

#### 目標 3

女性職員を対象とした正社員登用を実施する。

#### <実施時期・取組内容>

- 2022年7月～ 女性職員が働きやすい職場環境を整備する。